

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-3-4
許認可等の種類	電気工事業の登録証の訂正				
根拠法令条例等・条項	電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第2項				
許認可等の概要	登録電気工事業者の登録証の訂正				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>電気工事業の業務の適性化に関する法律 (変更の届出) 第10条 2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録電気工事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。</p>				
基準の制定根拠	昭和45年法律第96号				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>30日</p> <p>経由機関(地域振興局) 10日</p> <p>処分庁 20日</p>				
期間の制定根拠	過去の実績				